



鳥取県公報

平成 19 年 12 月 4 日 (火)
号外第 171 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則 (12) (会計課) 2

公安委員会規則

鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成19年12月4日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第12号

鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)第17条の規定に基づく遺失物法施行令(平成19年政令第21号。以下「令」という。)第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求並びに法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、令第5条第5号の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、様式第1号の指定通知書により、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。)第28条第1項の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、様式第2号の不指定通知書により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 施行規則第28条第4項の規定による公示は、様式第3号の指定特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 施行規則第29条第2項の規定による公示は、様式第4号の指定特例施設占有者変更事項公示書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

第4条 施行規則第30条第1項の規定による指定の取消し(以下単に「取消し」という。)に係る聴聞の実施は、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の定めるところによる。

2 公安委員会は、取消しをしたときは、様式第5号の指定取消通知書により、取消しの処分相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 施行規則第30条第2項の規定による公示は、様式第6号の指定特例施設占有者指定取消公示書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、様式第7号の報告等要求書により行うものとする。

(指示書による指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示(以下単に「指示」という。)は、様式第8号の指示書により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞の実施」とあるのは、「弁明の機会の付与」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指 定 通 知 書

第 号

(氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

様

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令(平成19年政令第21号)第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2号（第2条関係）

不 指 定 通 知 書

第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

様

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令（平成19年政令第21号）
第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

- 2 指定をしない理由

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3号（第2条関係）

指 定 特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

第 号

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定に基づき、指定特例施設占有者を指定したので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第28条第4項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

1 指定特例施設占有者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

3 指定年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4号（第3条関係）

指 定 特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

第 号

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付第
号で指定した指定特例施設占有者について、公示事項の変更に係る届出があったので、遺失物法施行
規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第2項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

1 指定特例施設占有者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
変更前

変更後

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
変更前

変更後

3 変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第5号（第4条関係）

指 定 取 消 通 知 書

第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

様

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第30条第1項の規定に基づき、 年
月 日付第 号で指定した下記の施設に係る指定特例施設占有者の指定を取り消したので通知
する。

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

- 2 取消年月日

- 3 取消理由

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考1 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号（第4条関係）

指 定 特 例 施 設 占 有 者 指 定 取 消 公 示 書

第 号

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第30条第1項の規定に基づき、指定特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

1 指定を取り消す指定特例施設占有者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

3 取消年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7号（第5条関係）

報 告 等 要 求 書

第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

様

遺失物法（平成18年法律第73号）第25条第1項 第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり 報 告 資 料 の 提 出 を 求 め ます。 保管物件の提示

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 2 報告を求める事項
- 3 提出を求める資料
- 4 提示を求める保管物件

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 備考1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8号（第6条関係）

指 示 書

第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

様

遺失物法（平成18年法律第73号） 第26条第1項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第26条第2項

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 2 指示事項
- 3 指示をする理由

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 備考1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。